

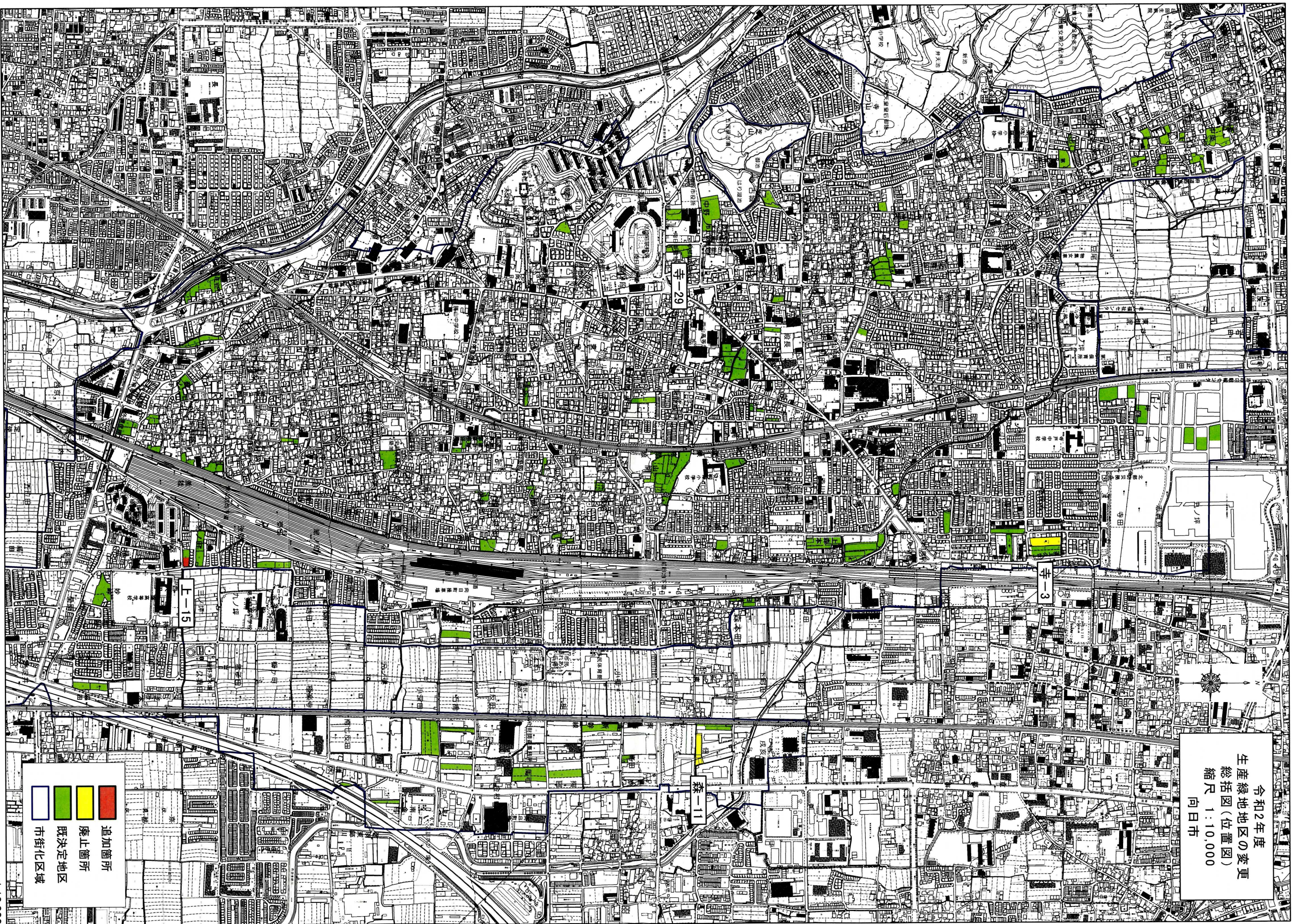
令和2年度  
生産緑地地区の変更  
総括図(位置図)  
縮尺 1:10,000  
向日市

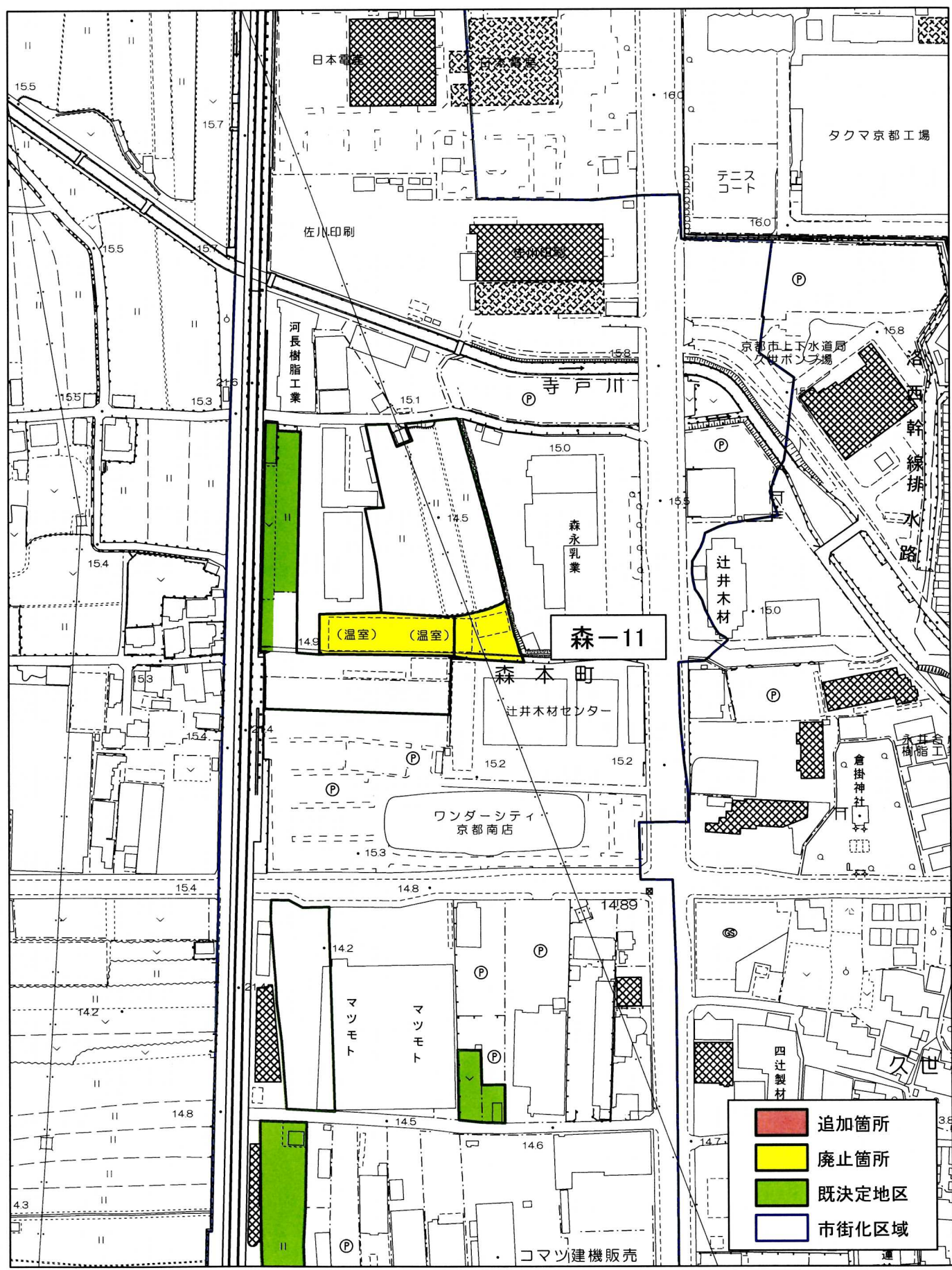
- 追加箇所
- 廃止箇所
- 既決定地区
- 市街化区域

0 125 250 500 X-1/JL

1:10,000

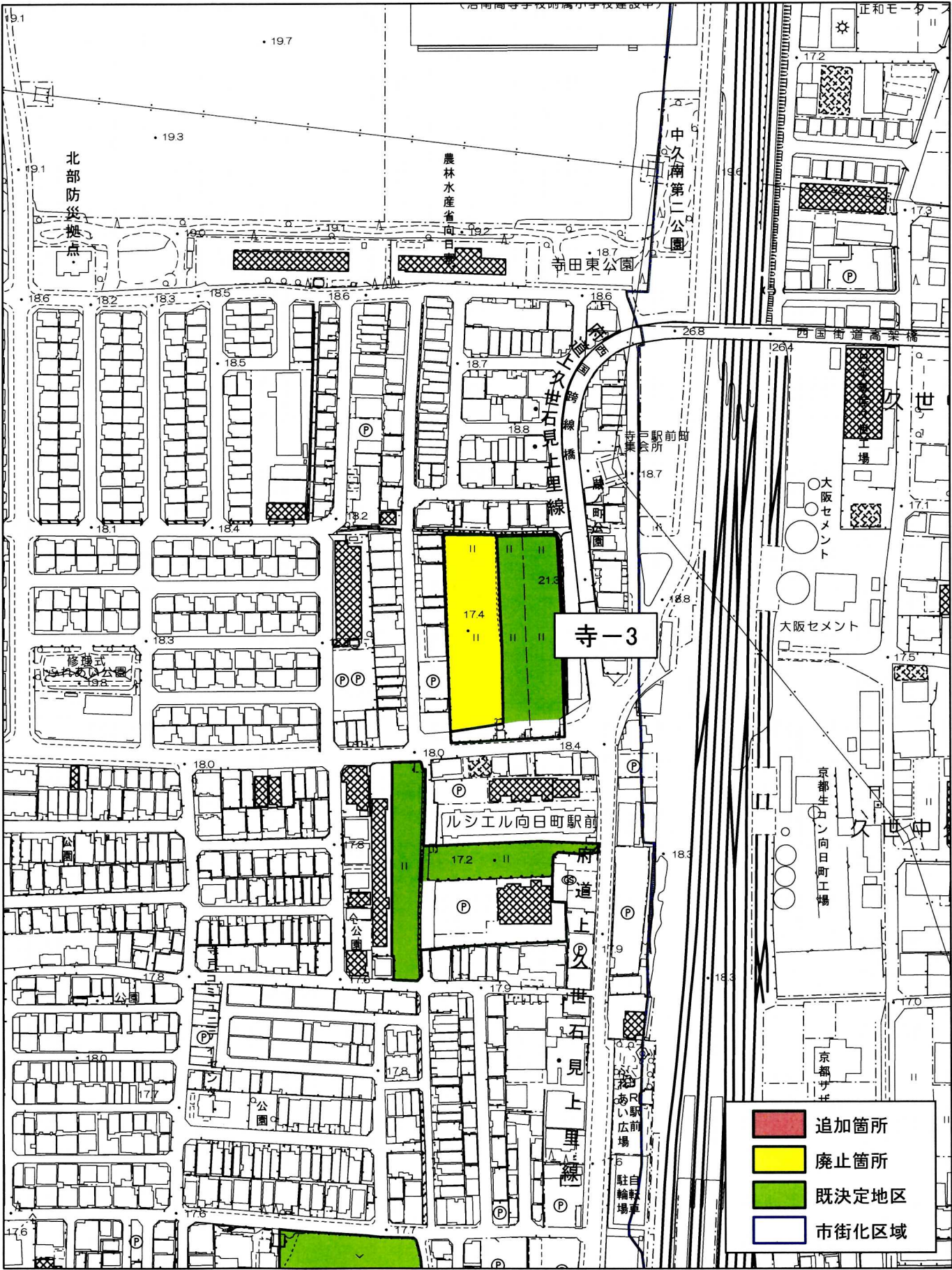
資料1-1





	追加箇所
	廃止箇所
	既決定地区
	市街化区域

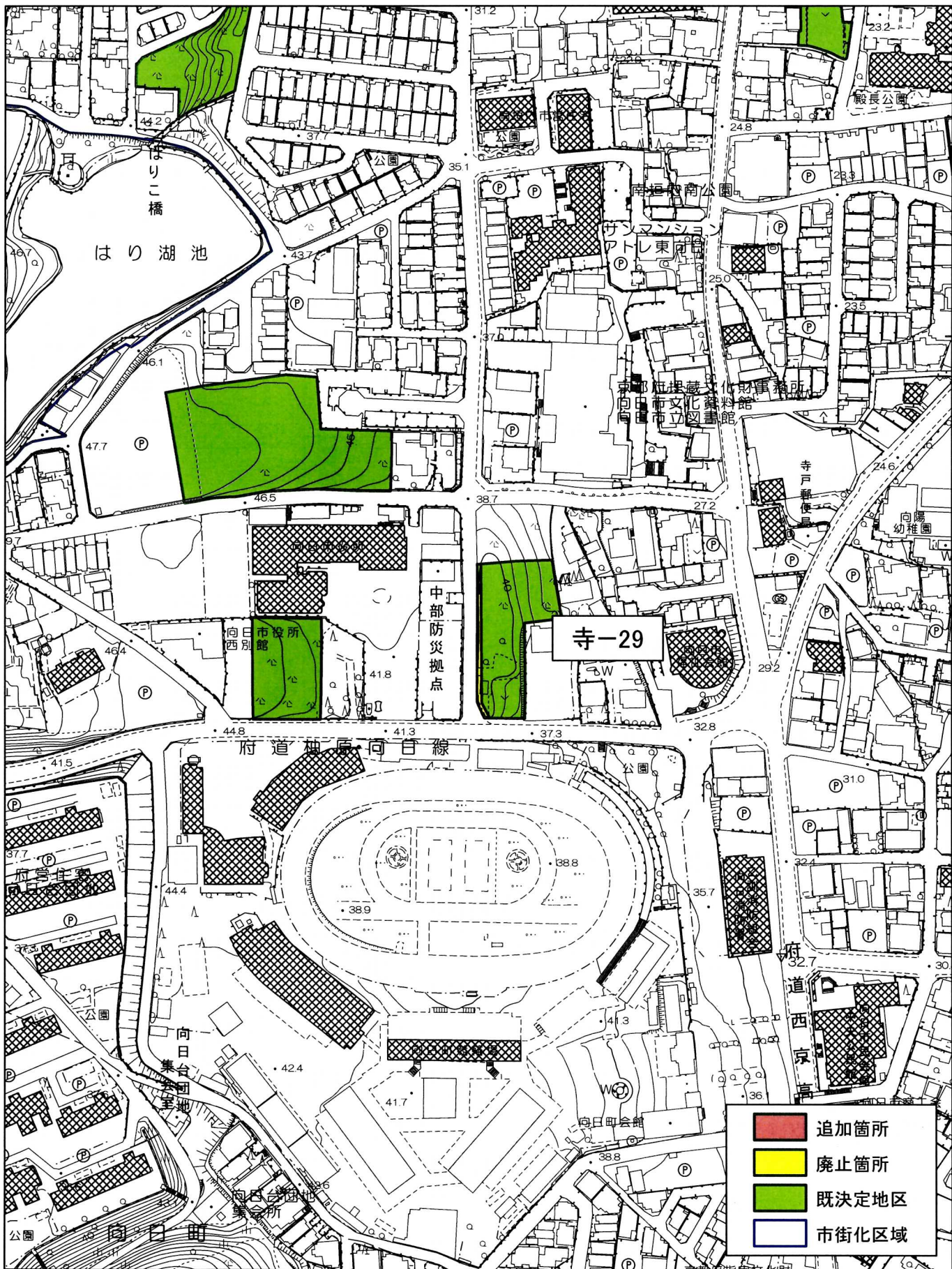




- 追加箇所
- 廃止箇所
- 既決定地区
- 市街化区域

0 30 60 120メートル

1:2,500





京都都市計画生産緑地地区の変更計画書  
(向日市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

(変更前)

面積	地区数	備考
(約 13.29 ha) 約 12.97 ha	(76地区) 75地区	変更の概要は以下のとおり (地区番号) (面積等)
		寺-3 一部廃止 (約0.23ha廃止)
		寺-29 一部廃止 (約0.03ha更正により増加) (約0.02ha廃止)
		森-11 地区廃止 (約0.15ha廃止)
		上-15 約0.052ha (追加指定) (約0.05ha追加)
		計 地区廃止1地区 一部廃止2地区 (約0.32ha廃止) 追加指定1地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：本都市計画は、良好な都市環境の保全を図るために生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び一部廃止をし、生産緑地地区の指定変更を行うものである。

## 理 由 書

生産緑地制度は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであります。

本都市計画は、良好な都市環境の保全を図るために生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び一部廃止をし、生産緑地地区の指定変更を行うものである。